

<p>国名</p>	<p>アメリカ</p>
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p><b>税財源</b></p> <p>企業・個人年金</p>	<p>一階建て</p>
<p>被保険者</p> <p>(◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の者から保険料を徴収</li> <li>・◎被用者（一部の公務員等は適用除外）</li> <li>・◎自営業者（年400ドル以上の純営業所得がある者）</li> <li>・×無職</li> </ul> <p>受給資格を満たすためには、基準を上回る収入を一定期間以上得ることが必要であり、例えば老齢年金の場合、40四半期以上得ることが必要（2009年の四半期基準額1,090ドル）</p>
<p>保険料率</p>	<p>12.4%（労使折半）</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>67歳（1960年前に生まれた者には経過措置あり）</p>
<p>平均受給額（月額）</p>	<p>単身：1,153ドル（約103,770円）</p> <p>夫婦（配偶者が自己の年金を受給しない場合）：1,877ドル（約168,930円）</p>
<p>給付の構造</p>	<p>老齢年金額は所得比例</p> <p>年金額計算式=0.9A+0.32B+0.15C</p> <p>A：再評価済み賃金の744ドルまでの分， B：同744ドル超4,483ドルまでの分，</p> <p>C：同4,483ドル超の分</p> <p>* 自己の年金を受給しない配偶者がいる場合には、老齢年金の給付額は1.5倍。</p>
<p>所得再分配</p>	<p>乗率を2か所で逓減させるとともに（バンドポイント制）、配偶者にも給付を行う世代内での再分配構造が強い仕組み。世代間の所得再分配効果については、給付がおおよそ平均賃金上昇率で変動することから、人口変動がない限り、大きくはない。</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>給付建て（社会保険方式（賃金税）・修正賦課方式）</p>
<p>国庫負担</p>	<p>高所得者の年金に課税し、税収は社会保障信託基金に繰り入れ（現役還元のための制度に対する補助）</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>通常の最低保証は廃止されており（1981年）、長期勤労低所得者にのみ例外的に存在（30年勤労で月額763.2ドル（約68,690円））</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>年金制度では対象としておらず、補足的所得保障制度（SSI）等に対応。</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>65歳以上の者のうち、社会保障年金が収入の9割を超える者は23%となっており、収入内訳の平均としては、社会保障年金38.6%、私的年金18.6%、資産収入15.6%、勤労収入25.3%となっている（2007年）。私的年金として、企業労働者の69%に確定給付型・確定拠出型の企業年金が提供され、企業労働者の51%が加入している（2009）。</p>
<p>国民に対する個人年金情報の提供</p>	<p>25歳以上の労働者に毎年社会保障計算書を送付（本人の各年の社会保障税納付額、予想受取年金額等を開示）。</p>

※換算レートは1ドル=90円で計算。

## アメリカの年金制度

森 浩太郎(ジェットロ・ニューヨーク年金福祉部長)

### 1. 制度の特色

公的年金である社会保障年金制度の適用対象者は、原則としてアメリカに居住し有償の仕事に就いている者であり、被用者であるか自営業者であるかを問わない。制度は1階建てで、全就業者のうち94% (1億6,430万人:2009年推定)をカバーしており(一部の州・地方政府職員、鉄道職員などが適用除外)、65歳以上の全人口の90%が給付を受けている。

### 2. 沿革

社会保障年金制度は、1935年の社会保障法の制定によって成立した。この法律は、1929年に始まった大恐慌を背景として、民主党のF.D.ルーズベルト大統領が行った「ニューディール」の一環として制定されたものであり、社会保障年金のほか、失業補償や高齢者、母子等に対する公的扶助などの規定が盛り込まれていた。

1935年の制度創設後、1970年代前半までのおよそ40年間は制度の拡大期であった。

前半の20年は主として対象範囲の拡大が行われ、具体的には、まず、1939年には家族や遺族が給付対象になり、1950年には非農業自営業者などへも適用対象者が大幅に拡大され、1954年には自営農業者も対象となった。

後半の20年は主として給付の改善であり、具体的には1960年代に給付額の引上げ、受給要件の緩和、支給開始年齢の引下げなどが行われ、1972年には給付額の自動物価スライド制が導入された。

1970年代後半から1980年代にかけては社会保障税収の鈍化を背景として社会保障年金財政の長期的な懸念が高まり、創設以来の大改革が行われた時期であった。1981年に誕生した共和党のレーガン政権の下で、超党派による「社会保障年金改革全国委員会」(委員長の名をとって通称「グリーンズパン委員会」と言われる)を設置し、その勧告に基づいて、1983年に、①社会保障税率の引上げの前倒し、②満額支給開始年齢(65歳)の段階的引上げ(2027年には67歳へ)、③従来非課税であった年金給付のうち、高

所得者について最高50%まで課税、といった項目を柱とする大改正を行った。社会保障年金については、この83年改革以降大きな制度改革は行われていない。

### 3. 制度体系の概要

社会保障年金制度は、米国における退職後所得保障の支柱であり、65歳以上の世帯のうち22.7%(2007年)が9割以上の老後の所得を社会保障年金に依存しており、有色系及び高齢者ほどその比率は高い。ただし、平均的には、65歳以上の者の所得に占める社会保障年金の割合は38.6%に留まり、公務員年金や企業年金などの「職域年金」や「個人年金」が寄与する割合が18.6%となっており、高所得層ほどその割合が高い(いずれも2007年)。

### 4. 給付算定方式、スライド方式

社会保障年金には老齢給付、障害給付、遺族給付がある。老齢給付の給付額は再評価後の平均賃金月額(Average Indexed Monthly Earnings: AIME)をベースとして、次の計算式により算定される。

$$\text{給付額} = 0.9A + 0.32B + 0.15C$$

AはAIMEのうち744ドルまでの部分、BはAIMEのうち744ドルを超えて4,483ドルまでの部分、CはAIMEのうち4,483ドルを超える部分である。「744ドル」、「4,483ドル」といった数字は2009年のものであり、このような分岐点(バンドポイント)は、平均賃金の上昇率に合わせて毎年改定される。

上記の計算式でも分かるとおり、Aの乗率>Bの乗率>Cの乗率となっているので、低収入であった者ほど退職前の収入に対する代替率が高くなり、所得再配が図られる仕組みとなっている(平均的な所得代替率は40%であるが、低所得者層では54%(米国社会保険学会2007年5月報告))。

なお、平均賃金月額は、原則、現役時の最も高い35年の賃金収入等(資産所得を含まない)によって算定される。

受給後の毎年の年金額については、自動物価スライドが導入されており、老後の所得保障において、物価スライドがほとんど行われない私的年金との大きな違いとなっている。

老齢給付の満額支給開始年齢は、1960年以降に生まれた者については、67歳(2009年に満額支給開始

年齢が到来するのは1943年に生まれ66歳となった者)と引き上げられている。また、62歳からの繰上げ支給や70歳までの繰下げ支給も認められており、62歳から繰上げ支給を受けた場合には、年金額は25% (2009年)の減額、1943年に生まれた者が66歳になっても支給を受けなかった場合には1年繰り延べる毎に8%の増額となっている。

## 5. 負担, 財源

社会保障年金の給付財源は、①社会保障税収、②これを信託基金に預託した積立金からの運用収入、③年金給付に対する課税による収入、の三者から構成されており、その中心となるのが社会保障税である (収入比は、①83.5%、②14.4%、③2.1% (2008年))。

社会保障税は、社会保障年金だけではなく、高齢者のための公的医療保険であるメディケアの給付財源にもなっているが、社会保障年金の税率は、現在12.4% (被用者の場合は労使折半)となっている。社会保障年金の社会保障税には、課税対象限度額が設定され、2009年現在では106,800ドルとなっている。課税対象限度額については、平均賃金の上昇率に応じて毎年自動的に改定されることとなっている。

## 6. 財政方式, 積立金の管理運用

徴収された社会保障税は、一旦国庫に納付された後、社会保障信託基金に繰り入れられる。預託された資金は、給付及び管理費用を除くほか、社会保障信託理事会 (財務長官、労働長官、保健福祉長官、社会保障庁長官を含めた6人の理事からなり、社会保障庁副長官が事務局長) が管理・投資を行うこととなっている。

社会保障年金制度は、原則として年金給付に必要な費用をその時々の現役労働者からの社会保障税で賄う「賦課方式」によって運営されているが、1970年代には異常な物価上昇等によって信託基金の積立金が減少し、また高齢化による年金財政の長期的な悪化が懸念され始めたことから、1977年及び1983年の改正において、現在の給付に必要なとされる額よりも高めに社会保障税率を設定し、相当程度の支払準備金を保有するいわゆる「修正賦課方式」と言われる方式に変更された。

信託基金に預託された資産のうち、給付及び管理費用に充てられない積立金は、社会保障法により、「利付き国債又は元本、利子ともに政府が保証する債券 (政府保証債)」にのみ投資することと規定されており、現在は、すべて財務省特別債券に投資されている。なお、2008年末時点での信託基金の資産総額は、2兆4,187億ドルとなっている (対前年1,802億ドルの増加)。

## 7. 制度の企画・運営体制

社会保障年金制度の企画・運営は、基本的に社会保障庁が担当している。社会保障庁は本部をメリーランド州ボルチモアに置き、全米10か所に地方事務局、その下に約1,400か所の社会保障事務所が設置され、約6万2000人の連邦職員が、約1万5000人の州職員等の援助を得て、業務を行っている。具体的な業務としては、適用対象者の登録、社会保障税納付の記録及び転職に伴う通算措置や年金給付額の算定、申請手続等である。なお、企業年金制度については、労働省が所管している。

## 8. 最近の論議や検討の動向・課題 (今後の見通し, 評価を含む)

2009年5月に公表された社会保障基金年次報告では、2016年から年金費用は社会保障税収入を超え、2020年には障害年金基金が、2037年には基金全体が底をつくとされている。これは、現在巨額の連邦債務をファイナンスしている社会保障基金において、2016年頃には財政赤字の新規ファイナンスが困難となること等も意味し、年金財政のみならずマクロ経済的にも大きな影響をもたらす。2009年年次報告は、75年の財政見通しを均衡させるためには、社会保障税の2.01%の引上げ、給付の13.3%の引下げ、未積立債務分5.3兆ドル (75年分) の一般財源からの補填、またはその組み合わせ等極めて大きい制度変更が必要である旨指摘している。

他方、今次の経済危機により社会保障年金の重要性が再評価されており、2009年8月に公表した世論調査によれば、88%の者が今次の経済危機後社会保障年金の重要性が高まったとし、77%が将来世代のために社会保障税を引き上げることに賛成し、70%が、議会が2年以内に社会保障年金の持続可能性確

保のための措置をとるべきとしている（米国社会保険学会，ロックフェラー財団実施）。

米国社会保険学会も，2009年10月政策立案者等の議論を喚起するため，85歳以上高齢者，低所得者の寡婦，就学中の遺児，育児休業取得者等への給付改善といった選択肢とともに，社会保障税限度額の引上げ，社会保障税の課税ベースの拡大，社会保険税の漸進的な引上げ，税率の累進化，特定の給付の段階

的な引下げ等の選択肢を提言している。

なお，リーマンショック後の経済危機に対する景気刺激策として制定された「2009年米国再生・再投資法」においては，2010年は制度導入後初めて自動物価スライド制度が適用されないこともあいまって，社会保障年金等受給者に対して，一律250ドルの給付を行うこととなった。